

申告相談

令和4年分申告相談会を次のとおり開催します。

▼申告相談会開催日
10月11ページの日程表のとおりです。

▼会場 町役場3階 正庁(全期間、役場正庁で実施します)

▼感染症対策のお願い

- ①マスクを着用してお越しください。
- ②咳・発熱等の症状がある人や体調のすぐれない人は、来場をご遠慮ください。
- ③町役場正面玄関にあるA1サーマルカメラでの検温と手指消毒をしてください。

▼地区ごとの指定日時を厳守してください

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地区ごとの指定日時を厳守してください。
- ②体調がすぐれない場合は、回復後に休日申告等で申告をしてください。
- ③休日申告相談日は、勤務の都合で平日に来られない人や、②の人のみを対象とします。

た人」は申告が必要です。

- ②公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要です。
- ③所得が全くなかった人でも、次に該当する人は住民税の申告が必要です。

- ・国民健康保険・介護保険・国民年金に加入している人
- ・各種給付・手当等を受給している人
- ・町営住宅、こども園等の町の施設を利用している人
- ・雇用保険・障害年金・遺族年金等の非課税収入だけの人や収入がなかった人で、親や子どもの税制(申告)上の「扶養控除」の対象になっていない人

- ④初めて「住宅ローン控除」を受ける人は、税務署で確定申告をしてください。確定申告に必要な提出書類が記載された「住宅借入金等特別控除用封筒」は、1月25日(水)以降に税務課前カウンターに用意します。

会津若松税務署の申告相談会について

- ▼期間 2月16日(木)～3月15日(水)
- ▼会場 会津アピオスペース
- ▼その他

▼申告相談会に持参するもの

- ①マイナンバーカード(顔写真付き)
- ※マイナンバーカードをお持ちでない人は、個人番号通知カードと身分証明書(運転免許証や健康保険証等のうちから1点)
- ②還付がある人は、預金通帳等

▼その他の必要な書類(所得別)

- 【給与所得者(給料、賃金、報酬含む)および公的年金受給者】源泉徴収票または貸金受給明細書

【農業所得者】

- 農業収入と経費を書いた収支内訳書、領収書、経費明細書、固定資産税課税明細書等

※収支内訳書は、必ず計算を完了し持参してください。また、内訳ごとに領収書等をまとめてください。

【事業所得者(農業所得者除く)】

- 事業収入と経費、販売と仕入れ、棚卸額を書いた収支内訳書、経費明細書、領収書、給与、賃金支払明細書

【不動産所得者(農地等の土地や家屋を賃貸している人)】

- ①賃貸借契約書(受領した賃料および物納の場合は数量の分かるもの)

会場の入場には、入場整理券が必要です。当日配布とLINE Eアプリ(国税庁のホームページを参照)による事前発行の2通りがあります。当日配布の場合は、配布状況により後日の来場をお願いする場合があります。

福島税務署の休日対応について

▼期日

2月19日(日)、26日(日)

▼場所 福島税務署

▼対応業務

申告相談、確定申告書用紙の配付、確定申告書の收受および納付相談

▼自宅でのe-Tax!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」なら、自宅でも簡単に申告書が作成できます。

○自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪

○自動入力

マイナンバー連携で、データをまとめて入力♪

○自宅から

確定申告は、ご自宅からスマホで申告できます♪

○令和4年分からさらに便利に
青色申告決算書や収支内訳書

- ②経費が分かるもの(固定資産税課税明細書、土地改良区賦課金および水利費等の領収書)

【譲渡所得者(不動産等売り渡した人)】

- ①売買契約書および収用、買取等の証明書
- ②購入・譲渡費用(仲介料、代書料、印紙税代等)の経費明細書、領収書

▼控除関係に必要な書類等

- ①配偶者・扶養親族控除
その人の個人番号が分かるもの
- ②社会保険料控除
各種年金保険料、健康保険料領収書等
- ③生命保険・地震保険料控除
保険会社発行の生命保険(個人年金保険料、介護医療保険料を含む)、地震保険の控除証明書
- ④医療費控除
医療費控除の明細書(人・病院・薬局ごとに集計してください)、病院等の領収書または医療保険者等の医療費通知書、補てんされた金額が分かるもの。

※医療費控除の明細書は、必ず集計を完了し持参してください。

⑤障害者控除

- ・障害者手帳、介護保険の障害者控除対象者認定書等
- ・介護保険の要介護認定を受けている人は、保健福祉課高齢者

がスマホで作成可能になります。

確定申告 作成 で検索

▼チャットボットでの相談

所得税の確定申告、インボイス制度、年末調整に関する相談は、チャットボット「税務職員ふたば」をお気軽にご利用ください。ご質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAIが自動回答します。土日、夜間もご利用いただけます。



税務職員ふたば

国税庁 ふたば で検索

▼問い合わせ先

【申告相談会・住民税申告】

税務課 賦課係

☎(62)2113

【確定申告】

会津若松税務署

☎(27)4311

償却資産

福祉係から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられる場合がありますので、申告の際に提示してください。一度交付されている人でも毎年申請が必要です。証明書発行まで時間がかかりますので、早めにお手続きください。

- ⑥雑損控除
生活用資産および業務用資産について、災害、盗難または横領によって損害を受けた場合
・被害を受けた資産、取得時期取得価格の分かるもの(建物の請負契約書等)
- ・被害を受けた資産の修繕費、取壊費用、除去費用等の分かるもの(領収書等)
- ・被害を受けた資産について受け取る保険金等の金額が分かるもの(支払通知書等)
- ・罹災証明書
- ⑦ひとり親、寡婦控除

令和4年12月31日現在において、ひとり親または寡婦に該当する場合は、控除を受けることができますので、申告相談の際に申し出てください。

⑧寄附金控除

- 寄附した団体から発行される証明書、受領書

▼次の場合には申告が必要です
①「田んぼを貸している人」や「シルバー人材センターで働い

償却資産の申告を お願いいたします

令和5年1月1日現在で、事業のために所有している構築物、機械、車両・農機具(自動車税種別割・軽自動車税種別割が課税されている車両を除く)、工具などは、償却資産として固定資産税の課税対象になります。

昨年申告された人や所有が確認されている人には、先日申告書を送付しましたので、前年中に増加または減少した資産を記入の上、期限までに申告をお願いいたします。

なお、次の場合でも申告が必要ですので、ご注意ください。
・昨年から資産に変更がない人
・免税点(課税標準額150万円)未満の人
・事業をやめたのに申告書が届いた人(廃業などの旨を備考欄に記入してください)。

所有するものが償却資産に該当するのかわからない人や、申告する必要があるのかわからない人は、お気軽に税務課までお問い合わせください。

▼申告書提出期限

1月31日(火)

▼問い合わせ先

税務課 賦課係

☎(62)2113

令和4年分申告相談会日程表(3月分)

月日	曜日	受付時間	対象地区
3月1日	水	8:45~11:00	幸野、東館
		13:00~16:00	山潟、田子沼、金曲
3月2日	木	8:45~11:00	川桁(1~12組)、金堀
		13:00~16:00	川桁(12組~23組)、蒲谷地
3月3日	金	8:45~11:00	都沢、天鏡台温泉
		13:00~16:00	関脇、夷田、松橋
3月5日	日	8:45~11:00	休日申告相談会 ※全地区を対象としますが、原則勤務の都合で平日来られない人のみです。
		13:00~16:00	
3月6日	月	8:45~11:00	新在家、土田、不動、磐根
		13:00~16:00	新屋敷、曲淵、道下
3月7日	火	8:45~11:00	西久保、戸ノ口、三本木、金子沢
		13:00~16:00	樋ノ口、名家
3月8日	水	8:45~11:00	田茂沢、中の沢、沼尻温泉
		13:00~16:00	旭町、富永、下館
3月9日	木	8:45~11:00	半坂、川崎
		13:00~16:00	中町、内野
3月10日	金	8:45~11:00	名古屋町、志津
		13:00~16:00	四ッ谷、新町い、明戸
3月13日	月	8:45~11:00	川上、翁島駅前
		13:00~16:00	蟹沢、長浜、蜂屋敷、沼尻駅前
3月14日	火	8:45~11:00	小平潟、白木城
		13:00~16:00	西真行、行津桜川、小水沢
3月15日	水	8:45~11:00	五十軒、達沢
		13:00~16:00	千貫、市沢、高森

問い合わせ先 税務課 賦課係
☎(62) 2113

令和4年分申告相談会日程表(2月分)

月日	曜日	受付時間	対象地区
2月14日	火	8:45~11:00	古城町、扇田、吾妻行政区外
		13:00~16:00	新北町、湊志田、翁島行政区外
2月15日	水	8:45~11:00	神明町、六角、月輪行政区外
		13:00~16:00	今泉、八千代、長瀬行政区外
2月16日	木	8:45~11:00	仁蔵、木地小屋、千里行政区外
		13:00~16:00	上ノ上、上戸、猪苗代行政区外
2月17日	金	8:45~11:00	釜井、酸川野
		13:00~16:00	桜ヶ丘、松橋浜
2月20日	月	8:45~11:00	打越、小田
		13:00~16:00	葉山、東南真行、堤崎、中目
2月21日	火	8:45~11:00	西館、大原
		13:00~16:00	上新町、新堀向、牛沼、水沢
2月22日	水	8:45~11:00	長坂、入江、相名目
		13:00~16:00	千代田、百目貫
2月24日	金	8:45~11:00	本町、九軒町、北高野、島田
		13:00~16:00	沼ノ倉、砂川、廻谷地、白津
2月27日	月	8:45~11:00	渋谷、見祢山、三城潟
		13:00~16:00	新町ろ、祢次、上戸駅前、荻窪
2月28日	火	8:45~11:00	大在家、壺下、伯父ヶ倉
		13:00~16:00	見祢、土町、スキー場、烏帽子

- ◆会場は全期間、町役場3階正庁になります。3階まではエレベーターをご利用ください。
- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、指定された日時を厳守してください。
- ◆午前8時45分~午前9時45分と午後1時~午後2時の間は大変混み合いますので、混雑緩和にご協力ください。また、受付時間前に来られても受付票はありませんので、ご理解とご協力をお願いします。

給付金

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか(ひとり親世帯以外の世帯)

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給しています。

児童手当や特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度住民税非課税世帯(申請が不要である世帯)には、7月20日に手当を支給しています。

右記以外の世帯については申請が必要となりますが、2月末で申請受付期間が終了します。受付期間内に忘れずに申請書を提出してください。

※ひとり親世帯(児童扶養手当受給者)で、県から「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給された人は、町からの給付金は支給されません。

▼支給対象者(申請が必要な人)
①高校生のみ養育している人で令和4年度の住民税が非課税の人
②18歳未満(特別児童扶養手当を受給している)場合は20歳未

満)の児童を養育している人で、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

▼支給額
対象児童一人につき5万円

▼申請方法

保健福祉課備え付けの申請書に必要事項を記載し、必要な書類とともに、保健福祉課まで申請書を提出してください。

▼申請書受付期間
2月28日(火)まで

▼支給方法

申請内容を確認後、指定された口座に振り込みます。

▼問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉係
☎(62) 2 1 1 5

上下水道

冬期間の水道料金・下水道使用料は推定料金で徴収します

1月から4月までの冬期間は、積雪により水道メーターの検針が困難であるため、一部を除き推定料金で徴収します。

推定料金は、10月から12月分の使用水量(または前年度実績水量)の平均で算出します。実

際に使用された分との差額は、4月下旬からの水道メーターの検針結果に基づき、5月分の料金で精算します。

冬期間に凍結などによる漏水があった場合は、5月精算料金が過大になりますので、給水装置の管理には十分に注意してください。

▼問い合わせ先

上下水道課 水道管理係
☎(62) 5 6 2 2

水道料金・下水道使用料は便利な口座振替をご利用ください

水道料金・下水道使用料は、毎月15日(土・日、祝日)の場合はその翌日に納入通知書をお送りしています。

口座振替を利用されると、毎月25日(口座振替日)が土・日、祝日の場合はその翌日に自動的に指定口座から引き落としになるので、納め忘れがなく、納付場所へ出かける必要がないため大変便利です。

町内に支店のある金融機関・郵便局の窓口に入用紙がありますので、通帳と届出印をご持参の上、お手続きください。

▼問い合わせ先

上下水道課 水道管理係
☎(62) 5 6 2 2

入札

令和5年度・6年度入札参加資格審査申請について

令和5年度・6年度入札参加資格審査申請を以下の日程で受け付けます。希望される場合は、受付期間内に提出をお願いします。また、前回(令和3年度・4年度)同様、半年ごとに計3回、2週間の追加受付期間を設けます。

▼受付期間

○通常受付期間
令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火)までの開庁時間内
(有効期間:令和5年4月1日~令和7年3月31日)
○追加受付期間
・第1回
令和5年9月1日~9月15日
(有効期間:令和5年10月1日~令和7年3月31日)
・第2回
令和6年3月1日~3月15日
(有効期間:令和6年4月1日~令和7年3月31日)
・第3回
令和6年9月2日~9月17日
(有効期間:令和6年10月1日

〔令和7年3月31日〕

以上の期間以外、受け付けできませんのでご了承ください。

▼提出先

町役場2階 企画財務課財務係

▼提出様式

町ホームページよりダウンロードしてください。

▼問い合わせ先

企画財務課 財務係
☎(62) 2 1 1 2

商品券

「第2弾猪苗代町民応援商品券」の使用期限は1月31日までです

町が皆さんにお送りした「第2弾猪苗代町民応援商品券」の使用期限は、1月31日(火)までです。使用期限が過ぎた商品券は、一切使用できませんので、お忘れなくご使用ください。商品券の払い戻しもできません。

商品券の取扱店は「野口英世ふるさとプレミアム商品券取扱店」ののぼりが目印です。

なお、「第2弾猪苗代町民応援商品券」をまだ受け取っていない人には通知をしましたので、受け取りをお願いします。

▼受取方法



次の①②③すべてを持参し、商工観光課で受け取ってください。
①第2弾猪苗代町民応援商品券受取確認書
②受け取る人の身分証明書(運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど)
③受け取る人の印鑑
※世帯主や世帯員でない人が受け取る場合は、委任状が必要です。委任状提出により受け取る場合も同様に①②③が必要です。
※①をなくした人は、商工観光課で必要事項をご記入いただきます。
※委任状は、任意様式でも構いません。町のホームページから

※のぼりは、「第2弾猪苗代町民応援商品券」と「野口英世ふるさと商品券」とで共通です。



「野口英世ふるさと商品券」の使用期限は1月31日までです

野口英世ふるさと商品券の使用期限は、1月31日(火)までです。使用期限が過ぎた商品券は、一切使用できませんので、お忘れなくご使用ください。商品券の払い戻しもできません。

※ブルーの商品券は全店共通、ピンクの商品券は小規模店のみでの使用になります。

▼問い合わせ先

野口英世ふるさと商品券の取扱店は「野口英世ふるさとプレミアム商品券取扱店」ののぼりが目印です。

▼受取時間

平日8時30分~午後5時15分
※右記時間以外をご希望の場合は、ご連絡ください。

▼問い合わせ先

商工観光課 商工観光係
☎(62) 2 1 1 7
猪苗代町商工会
☎(62) 2 3 3 1

案内

新年あいさつ交歓会を1月4日に開催します

年頭にあたり、さらなる町政伸展を誓うため「新年あいさつ交歓会」を開催します。
当日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容を縮小し、飲食は行ないませんので、ご了承願います。
どなたでも予約なしで参加できますが、発熱など体調がすぐれない場合は、ご遠慮いただくようお願いいたします。

▼開催日時

1月4日(水)
午前10時30分~(20分程度)

▼会場

町役場3階 正庁

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係
☎(62) 2 1 1 1

新しい民生委員・児童委員の 皆さんを紹介します

民生委員・児童委員は、地域に暮らす人たちの生活状況を把握し、いろいろな相談にのったり、支援を必要とする人が自立した日常生活を送ることができるよう助言や援護などを行っています。

令和4年12月1日から新任・再任となった委員の皆さんは下記のとおりです。困ったことがあったら、各地区担当の委員にご相談ください。

また、令和4年11月30日で退任し、町長感謝状(在任5年以上10年未満)と厚生労働大臣感謝状(在任6年以上)を受けた皆さんは次のとおりです(いずれも敬称略)。

下館	佐藤 邦枝(在任6年)
川桁	奥田 美穂(在任6年)
上ノ上	遠藤 恒友(在任6年)
六角	池田 令子(在任6年)
称次	小林 博子(在任6年)
半坂	宇月 信子(在任6年)
旭町	佐藤 和代(在任6年)
土町	佐賀 昭男(在任8年)
西久保	鈴木 由利(在任9年)
幸野	渡部 文江(在任9年)
樋ノ口	大桃 新(在任9年)
新堀向	五十嵐 牧子(在任9年)
島田	小倉山ナミ子(在任15年)
三城瀧	楠 美枝子(在任15年)

〈地区担当委員〉

地区	氏名	担当地区	電話番号
猪苗代	中澤 悦子(四ツ谷)	四ツ谷、古城町	(62) 3167
	押田 俊広(名古屋町)	名古屋町の一部	(62) 3037
	池田 敦子(名古屋町)	名古屋町の一部	(62) 3565
	山内 常子(本町)	本町、旭町	(62) 2714
	奥田 信一(新町ろ)	新町い、新町ろ	(62) 3030
	松本 治(上新町)	上新町、九軒町	(62) 2253
	齊藤いづみ(半坂)	半坂、称次	(62) 3408
	長谷川サヨ子(土町)	土町、葉山、中町、スキー場	(62) 3701
	矢森 静枝(今泉)	今泉、新堀向、桜ヶ丘	(62) 3071
	小坂橋晴雄(見称)	見称、沼ノ倉、見称山	(62) 3894
翁島	後藤 新一(長坂)	渋谷、長坂、川上、千貫	(64) 2382
	佐藤光津子(神明町)	神明町	(62) 3930
	筒井 祐子(上新町)	新北町	(62) 3656
	野口 啓子(三城瀧)	三城瀧、新在家、大在家	(65) 2589
	土屋 敏夫(磐根)	五十軒、砂川、不動、天鏡台温泉、磐根	(65) 2416
	高橋二三雄(烏帽子)	烏帽子、釜井、東南真行、西真行	(65) 2046
	安達 利一(西久保)	戸ノ口・三本木・金子沢、西久保、蟹沢・長浜、行津桜川	(65) 2591
	渡部 洋子(翁島駅前)	翁島駅前、土田	(65) 2804
	鈴木 輝夫(西館)	西館、打越、富永	(66) 3681
	渡部 久(相名目)	牛沼、相名目、入江、廻谷地、仁蔵、蜂屋敷	(62) 2173
千里	鈴木 道夫(千代田)	千代田	(62) 2879
	関岡 雄二(北高野)	北高野、六角	(62) 2174
	古川美智子(扇田)	扇田の一部	(62) 2722
	山田 澄子(扇田)	扇田の一部	090(7528) 4713
	長沼 恵美(上ノ上)	上ノ上	090(7522) 2676
	小倉山恭真(島田)	島田、堤崎、百目貫	(62) 3722
柳原 律子(八千代)	八千代	(63) 0770	

(任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日)

地区	氏名	担当地区	電話番号
月輪	佐藤 美晴(壺下)	上戸、上戸駅前、湊志田、壺下	(66) 3440
	大川原浩吉(山湯)	山湯、田子沼	(66) 2861
	佐藤 久雄(金曲)	金曲、夷田、川崎	(66) 2647
	佐藤 玲子(小平湯)	松橋、中目、小平湯、松橋浜	(66) 3315
	佐藤 久仁(関脇)	関脇、都沢、志田浜	(66) 3719
	別府ハツエ(幸野)	幸野、曲淵、新屋敷	(66) 3096
	伊藤 良春(川桁)	川桁の一部	(66) 2744
	鈴木 和昭(川桁)	川桁の一部	(66) 2358
	鈴木智恵子(白津)	白津、東館、道下	(66) 3670
	星 孝子(下館)	内野、明戸、下館	(66) 3679
長瀬	渡部紀恵子(水沢)	荻窪、志津、水沢、伯父ヶ倉	(66) 3385
	本田由里子(白木城)	白木城、小水沢	(64) 2926
	永島 優子(樋ノ口)	樋ノ口	(64) 2406
	増子マチ子(小田)	小田	(64) 2825
	森口 勉(田茂沢)	酸川野、名家、田茂沢	(64) 2001
	小倉山政恒(大原)	大原、木地小屋	(64) 3116
	長澤由美子(市沢)	市沢、金堀、大島原、蒲谷地	(64) 2878
	大泉 照勝(中の沢)	中の沢、達沢	(64) 3859
	玉根 吉利(沼尻駅前)	高森、沼尻温泉、沼尻駅前	(64) 3404

〈主任児童委員〉

氏名	担当地区	電話番号
渡部真理子(島田)	猪苗代地区、吾妻地区	(62) 2329
新田 真弓(百目貫)	翁島地区、千里地区	(66) 2884
大坂サク子(川桁)	月輪地区、長瀬地区	(66) 2258

◆そのほか、福祉関係のお問い合わせやご相談は、下記までご連絡ください。

圓町保健福祉課 ☎(62) 2115 圓町社会福祉協議会 ☎(62) 5168

児童クラブ

令和5年度放課後児童クラブ利用申請のご案内

児童クラブでは、留守家庭児童の放課後の生活支援や学校長期休業中の余暇支援を集団で行っています。

次のとおり来年度の利用申請を受け付けします。

▼対象児童
次の①②③のすべてに該当する児童です。

別表

児童クラブ名	開設場所	定員
猪苗代第1・第2児童クラブ	猪苗代小学校敷地内	各40人程度
翁島児童クラブ	翁島地区コミュニティセンター	40人程度
千里児童クラブ	千里地区コミュニティセンター	40人程度
緑児童クラブ	月輪地区コミュニティセンター	40人程度
長瀬児童クラブ	旧長瀬連絡所	40人程度
吾妻児童クラブ	吾妻小学校内いこいのスペース	40人程度

①町内小学校に在籍する1年生から6年生の児童

②留守家庭の児童

③心身に著しい障がいのない児童

▼開設場所と定員
左上の「別表」のとおり

▼開設時間
①月曜から金曜の平日…放課後午後6時

②土曜日、学校長期休業中、学校振替休日…午前8時～午後6時

▼支援内容
生活や余暇の支援

▼利用料
①負担金…月額2000円
※減免規定があります。

②その他
○教材費…月額1000円
○傷害保険料…月額1000円程度

○おやつ代金…実費分

▼申込期限
1月31日(火)まで

▼申込方法
児童クラブは登録制です。所定の利用申請書により、各児童クラブまたは保健福祉課へ申し込んでください。

負担金は、利用申請者の指定する口座からの引き落としとなります。初めて登録する人は、取引金融機関(銀行、JA、郵便局)に口座振替依頼書を提出

相談

行政相談委員に相談してみませんか

町では、定例行政相談会を毎月1回、第3水曜日に開催しています。

お気軽にご相談ください。

▼開催日時

1月18日(水)

午後1時から午後3時まで

▼会場

町役場3階 第3委員会室

▼その他

相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係

☎(62) 2111

人権擁護・行政相談委員合同相談会

し、引き落としの手続きをしてください。

利用申請書および口座振替依頼書は、各児童クラブ、保健福祉課、各子ども園に備え付けてあります。

▼問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉係

☎(62) 2115

閲覧

地籍図・字限図の閲覧を休止します

令和4年中の分筆や合筆などの土地異動を反映するため、次の期間は地籍図・字限図が閲覧できなくなります。

▼閲覧休止期間

2月1日(水)～3月17日(金)

▼問い合わせ先

総務課 賦課係

☎(62) 2113